

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第82号
警察庁丙交企発第44号
令和6年4月1日
警察庁長官官房長
警察庁交通局長

交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準について（通達）

交通機動隊の警察官その他の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）の服制については、「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制」（平成2年警察庁告示第1号）により定められているところであるが、交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準については、別紙のとおりとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、白バイ以外の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官は、高速道路以外の場所においては、乗車用ヘルメットを着用しないことができるが、この場合においては、「警察官の服制に関する規則」（昭和31年国家公安委員会規則第4号）に定める制帽（男性警察官にあつては、白色あごひも及び帽子覆いを付けたものとする。）又は活動帽（白色あごひもを付けたものとする。）を着用するものとする。

【本件担当】

警察庁長官官房会計課装備室
被服係（800-723-2342）

別紙

交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準

品 目	色 等	着用及び着装
帽子覆い	白色（夜行性銀白色を含む。以下同じ。）とする。	常時、規則に定める制帽（女性警察官制帽を除く。）の天井に着装するものとする。
あごひも	白色とする。	常時、規則に定める制帽（女性警察官制帽を除く。）及び活動帽に着装するものとする。
ヘルメット	1 白色とする。 2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める乗車用ヘルメットの基準に適合するものであることとする。	警視總監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が必要と認めるときに着用するものとする。
警笛つりひも	白色とする。	常時、規則に定める制服、活動服又は制服用ワイシャツの右肩章に一方の端を通し、他方の端に警笛を付けるものとする。
交通腕章	緑色地に白色の線を入れる。	勤務の性質により、所属長が必要と認めるときに着装することができるものとする。
手 袋	規則に定めるものとする。	特に勤務に支障のある場合を除き、常時着用するものとする。
帯 革	1 白色とする。ただし、拳銃入れ、拳銃用調整具及び警棒つりにあつては黒色とすることができる。 2 制式は、規則に定める男性警察官帯革と同様とする。	常時、着装するものとする。
夜光チョッキ	1 白色の反射布を前面及び後面に付けるものとする。ただし、自発光機能を備えたものを取り付けるときは、赤色その他の色のものを取り付けることができる。 2 階級章、識別章が隠れないものとする。	夜間及び所属長が必要と認めるときに着用するものとする。
ズボンすそ覆い	白色とする。	1 警察本部長が必要と認めるときに着装するものとする。 2 ズボンのすそ又は長靴の上に着装するものとする。

雨	衣	白色とするほか、規則に定めるものとする。
---	---	----------------------

- (備考) 1 規則とは、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）をいう。
- 2 帽子覆い、あごひも、警笛つりひも、手袋及び帯革については、積雪時等で白色のものを着用又は着装することが視認性を低下させると認められる場合には、警察本部長の定めるところにより、帽子覆いを着装せず、又はあごひも、警笛つりひも、手袋及び帯革について白色以外のものを用いることができる。